

[事案 2023-255] 入院給付金支払請求

・令和6年4月4日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年5月に睡眠時無呼吸症候群で入院したため、令和4年12月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社の給付金支払対象外の通知によれば、「給付金額等の合計額が著しく過大」ということだが、著しく過大と判断される基準が不明確である。
- (2) 契約時、募集人に対して、他社の保険契約にも入っていることを伝えていたが、特に給付金が支払われない可能性を説明されなかった。
- (3) 合計5件の医療保険に加入していたのは、令和4年に新型コロナウイルスに罹患した時に、何かあった場合の家族の生活に不安を感じたためである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療保険の加入件数、給付金の合計額、申立人の職業などをふまえると、申立人の付保状況は「著しく過大」である。
- (2) また、各社への加入が短期集中的に行われていること、その直後の入院が睡眠時無呼吸症候群の検査目的の入院であること、高額な医療保障を必要とする合理的理由が見当たらないことなどを考え合わせると、重大事由解除は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が相当か否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、保険契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の保険契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状および医学的知見等を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) 申立人は、事情聴取において、医療保険の加入経緯については、新型コロナウイルス感染症が流行っていたので最初に他社の医療保険に入り、その後、令和4年8月頃、家族全員が新型コロナウイルスに感染して大変だったこともあり、もう少し保険を増やしてもいいかと思って順次4つの医療保険の契約をした、保険料については生活的に余裕ができる範囲での加入を考えていたため、生活を圧迫するような程度にはなっていないなどと陳述し

ている。また、本入院の経緯としては、令和5年3月頃、妻に夜中に起こされ、息をしないなどと言われ、病院で受診して本入院をすることになったなどと陳述しているが、これらに関する客観的証拠は乏しい上、総合的判断の基礎となる様々な事情を認定することは著しく困難である。

- (3) これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調べ手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性がある。
- (4) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳密な証拠調べ手続は設けられておらず、適正な事実認定を行うことは著しく困難であることから、裁判所における訴訟による解決が適当と判断する。